

◆重点支援地方交付金活用事業◆ 尾道市多世代同居等新築住宅取得支援事業

子育て世帯等の市内定住を促進することにより、親世帯との支え合いや地域コミュニティの担い手の確保を図り、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するため、親世帯と同居又は近居して新築住宅を取得する、物価高騰の影響を受ける子育て世帯等を支援します。

1 対象者 ※申請できるのは「子世帯の住宅取得予定者」です。

市内において、自ら居住するために新築住宅を取得し、親世帯と同居又は近居（同一小学校区又は直線距離で2km以内）をする、物価高騰の影響を受ける次の①又は②に該当する世帯

- ① 中学生以下の子（出産予定の子を含む）を扶養し、同居する子育て世帯
- ② 夫婦（婚姻予定を含む）の年齢の合計が80歳以下の若年夫婦世帯

2 補助金額

1世帯当たり30万円（定額）



3 対象住宅

- ① 人の居住の用に供したことがない新築住宅（マンションを含む。）であること
- ② 令和5年4月1日以降に契約し、自ら居住するために取得する住宅であること
- ③ 住宅の延べ床面積が75㎡以上であること
（併用住宅の場合は、居住部分の面積割合が2分の1以上であること。）
- ④ 住宅が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に所在しないもの

4 申請要件 ※新築住宅を取得（保存登記）する前日までに申請していただく必要があります。

- ① 対象年度の年度末までに新築住宅を取得し、親世帯と同居又は近居（同一小学校区又は直線距離で2km以内）を開始すること
- ② 自治会に加入の上、尾道市内で5年以上継続して親世帯と同居又は近居をする意思があること
- ③ 補助対象世帯の全員が申請日時点で納税義務のある市区町村の市税等を滞納していないこと
- ④ 補助対象世帯員の中に暴力団員等がないこと

5 その他

本補助金とセットで【フラット35】地域連携型を利用できます。

★【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や地方移住者等に対する積極的な取組を行う尾道市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する尾道市による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

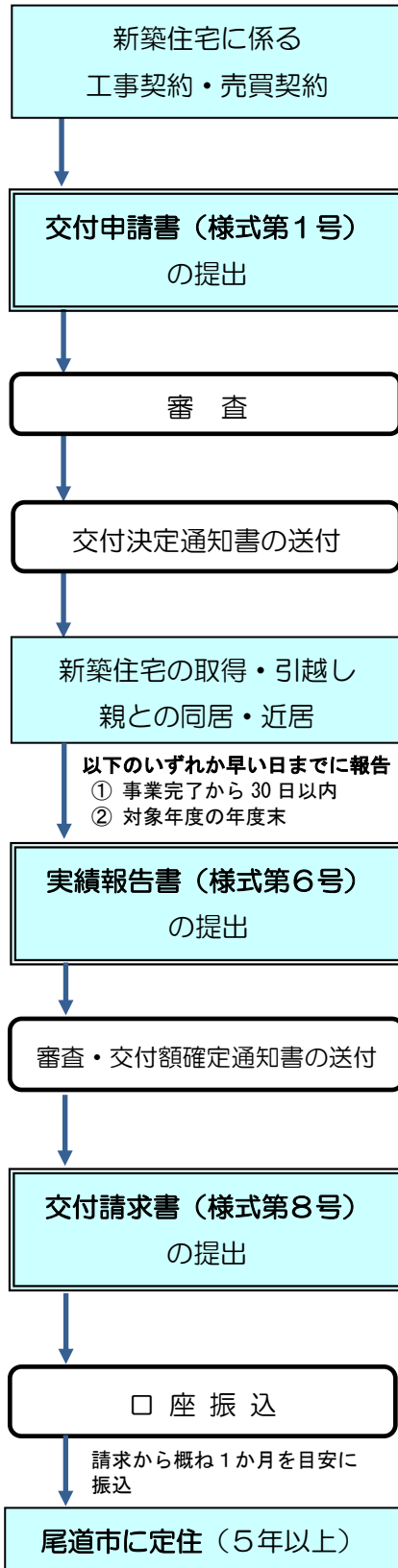
※ 詳しくは、【フラット35】のサイトをご覧ください。



申請書もこちらから取得
できます。

尾道市多世代同居等新築住宅取得支援事業

【申請フロー】



【提出書類】

交付申請書（様式第1号）の添付書類

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 対象住宅の建築工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 対象住宅の位置図（付近見取図）、平面図等の写し
- 親世帯のうち同居又は近居となる予定の世帯全員の住民票の写し（申請日前3か月以内のもの）
- 同居又は近居となる予定の親世帯との親子関係が分かる戸籍の全部事項証明書
- その他市長が必要と認める書類

※以下は、対象となる場合のみ添付してください

尾道市内に住所を有しない場合

- 申請世帯全員の続柄が記載された住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）

尾道市に納税義務を有しない場合

- 満15歳以下の子を除く世帯全員が納税義務のある市区町村の市税等を滞納していないことを証する書類（申請日前3か月以内に発行されたもの）

婚姻予定の場合

- 婚姻の予定を証する書類

出産予定等の場合

- 母子健康手帳の写し等

親世帯と近居する場合

- 対象住宅が親世帯の居住する住宅から直線距離2キロメートル以内又は親世帯が属する小学校区内であることがわかる図面

実績報告書（様式第6号）の添付書類

- 実績報告書（様式第6号）
- 対象住宅の建物に係る登記事項証明書（保存登記完了後）
- 自治会に加入したことが分かる書類
- その他市長が必要と認める書類

※ 様式等、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号
 尾道市役所 建設部 まちづくり推進課 住宅政策係
 TEL 0848-38-9347
 E-mail toshi@city.onomichi.hiroshima.jp